**県南地域における「肥満並びにやせに該当する者の割合」を把握するための調査実施要項**

１　目　的

健康日本２１（第二次）における特定給食施設に係る個別目標である「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」を把握するために、標記調査を実施する。

また、調査結果から、栄養管理状況に課題のある施設を把握し、指導・助言を行うことにより、利用者に応じた適正な食事の提供及び身体状況の改善を図り、県民の健康の保持・増進を図る。

２　対象施設

学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舎の特定給食施設

３　報告先

　　福島県県南保健所　健康増進課　宛て

　　　郵送：〒961-0074　白河市郭内127

FAX：0248-22-5451

４　報告期限

毎年7月10日

５　調査方法

（１）様式１「特定給食施設における栄養管理状況調査票」及び様式２「配送施設における栄養管理状況調査票（学校給食センター用）」により、調査を実施する。

（２）調査の基準日は、当該年度の前年度の3月31日現在とする。

６　指導及び助言について

平成26年度の報告を基準として毎年比較を行い、肥満並びにやせに該当する者の

割合が5％以上増加している施設に対して指導・助言を行う。

７　記入にあたっての留意事項

（１）従事者の人数について

ア　管理栄養士・栄養士・調理師の人数は、常勤の職員数を計上すること。

なお、常勤とは「概ね1日6時間以上、週4日以上勤務する者」とする。

　　　イ　管理栄養士の人数は、管理栄養士免許を有し、栄養管理業務に従事している者について計上すること（調理業務のみに従事している場合は計上しない）。

　　　ウ　栄養士の人数は、栄養士免許を有し、栄養管理業務に従事している者について計上すること（調理業務のみに従事している場合は計上しない）。

　　　　　なお、併せて管理栄養士免許を有する者については、管理栄養士の人数に計上し、栄養士の人数には計上しないこと。

（２）栄養管理状況（肥満・やせに該当する者）の把握について

ア　児童福祉施設における「3歳未満児」及び「職員」は調査対象外とする。

イ　学校・学校給食センターにおける「教職員」は調査対象外とする。

ウ　事業所における調査対象者は、原則として喫食者のみとするが、喫食者のみの把握が困難な場合は、全従業員の状況を計上しても差し支えない。

エ　肥満並びにやせの判定方法については、「（別添）肥満並びにやせに該当する者の割合の評価方法について」を参照すること。

オ　学校給食センターは、配送施設ごとの状況を「様式２　配送施設における栄養管理状況調査票（学校給食センター用）」に取りまとめ、併せて報告すること。